



有限会社 ウンピング・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピング神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.197 2018年07月18日

シンガポール商標事件：MONSTER vs SWEET MONSTER

エナジードリンクの多国籍企業 Monster Energy Company は、韓国の菓子業者 Glamco Co., Ltd. が第 30 類に関して出願した商標「SWEET MONSTER」に対して異議申立を提起したが、登録官はその異議申立を棄却した。

登録官は異議申立人の三つの異議理由を否認している。第一の異議理由は、商標法第 8 条(2)(b)に基づいて、出願人の商標は、異議申立人がシンガポールにおいて類似分類に関して登録した先行商標に類似し、その類似性によって公衆の間で混同が生じる可能性があるということである。出願人の商標に最も類似するものとして引用された異議申立人の登録商標は「MONSTER」（先行商標）に関するワードマーク 3 件であった。

登録官は、商標「SWEET MONSTER」と「MONSTER」の外観、称呼及び観念の類似性について審査を行った。外観に関してはこれらの商標は類似するというより非類似であると判断された。出願商標は 2 語から構成されており、両商標は同様に顕著であると判断された。更に、形容詞の「sweet」は異議申立人の先行商標と全く異なる一体感を出願商標に与えており、該語が最初の語であるという事実は平均的な消費者に見落とされる可能性はほとんどないと判断された。

両商標は「monster」の語を共有するので称呼は類似している。しかしながら、「sweet」の語により両商標は観念において識別できる。実際に「sweet monster」は語全体

Inserted Text is here.

として「monster」の語単独とは意味が正反対である。

これらの事実に基づいて、登録官は、両商標は類似していないと判断した。従って、商標法第8条(2)(b)に基づく異議理由は認められなかった。

第二の異議理由は商標法第8条(4)(b)に基づいて、著名商標の保護が主張されたが、出願人の商標が先行商標に類似しないことに基づいて、それも認められなかった。

第三の異議理由は商標法第8条(7)(a)に基づいて、先行商標はパッシングオフの法律により保護され、出願商標は拒絶されるべきことが主張された。異議申立人はシンガポールにおいて関連の名声を有していると判断されたが、出願人の商標は先行商標と反対の意味があるために、出願人側の詐称は認められなかった。

本件はシンガポール高等裁判所に控訴され係属中である。

(出典 : INTA Bulletin)